

**仙台市高齢者保健福祉計画
・介護保険事業計画
(平成27～29年度) 中間案**

**平成26年11月
仙 台 市**

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(平成27～29年度) 中間案

＝ 目 次 ＝

第1章	計画策定の趣旨と位置づけ	1
第2章	高齢者を取り巻く現状と課題	6
第3章	基本目標・施策の体系	10
第4章	高齢者保健福祉施策の推進	13
第5章	介護保険対象サービスの量の見込み	20
第6章	介護保険制度の円滑な運営に関する方策	23

第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

1 計画策定の趣旨

高齢化が急速に進展する中、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。

本市では、平成24年3月に、平成24年度から平成26年度までを計画期間とする「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者保健福祉施策の充実と介護保険事業の円滑な運営に努めてきました。この計画は、事業の達成状況を点検・評価しながら、3年ごとに見直しを行うこととしています。

今回の見直しにおいては、東日本大震災からの再生・復興の先を見据え、現行の計画に位置付けられた施策の実施状況や介護保険制度の改正などを踏まえるとともに、2025年（平成37年）までの中長期的な視野に立ち、地域包括ケアシステムの構築に向けた新たな視点で計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本市では、平成23年3月に新たな「仙台市基本構想」を策定し、21世紀半ばに向けて仙台が目指す都市の姿の一つとして「支え合う健やかな共生の都」を掲げています。また、この基本構想に掲げる都市像を実現するために取り組むべき施策を体系的に示す長期計画として「仙台市基本計画」を策定しました。

「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、「仙台市基本計画」を踏まえ、地域保健福祉計画など関連する他の本市計画と連携の上、高齢者の保健福祉を総合的に推進するための計画です。

3 計画の期間

計画期間は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの3年間です。

4 計画の点検・評価

毎年度、計画達成状況を点検し、進行管理を行います。また、計画期間3年目に計画全体の評価を実施します。

5 計画の策定にあたっての取り組み

計画の策定にあたっては、市民の皆様、有識者や関係者の方々のご意見を反映させるために次の取り組みを行ってきました。

◎実態調査の実施

- 平成25年11月に、65歳以上の高齢者を対象に「仙台市高齢者保健福祉計画策定のための実態調査（高齢者一般調査）」、要介護等高齢者を対象に「仙台市介護保険事業計画策定のための実態調査（要介護者等調査）」を実施しました。
- 平成26年8月に、特別養護老人ホームに入所申込みをしている高齢者を対象とする「特別養護老人ホーム入居希望者アンケート調査」や介護老人保健施設等を対象とする調査を実施しました。

◎計画の検討

- 仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会と仙台市介護保険審議会の合同委員会を開催し、計画の内容等についての検討を進めてきました。

今後、当中間案に対するご意見や、説明会などを通して寄せられる市民の皆様からのご意見を踏まえ、平成26年度中に計画を策定する予定です。

《参考》 現計画の実績（平成24年度～25年度末）

現計画を構成する7つの「施策の柱」における主な実施状況については、現時点において次のとおりとなっています。

1) 高齢者が安全に安心して快適に暮らせる環境づくり

75歳以上の高齢者を対象に、民生委員児童委員による訪問調査により在宅高齢者世帯調査を実施しています。併せて行っている災害時要援護者情報登録制度は、登録者が増加しており、地域での要援護者支援の仕組みづくりを進める必要があります。

〔在宅高齢者世帯調査の実施〕

	平成24年度	平成25年度
回答者数（回答率）	84,695人(97.1%) 全数調査	10,457人(96.1%) 部分調査

〔災害時要援護者情報登録制度〕

	平成24年度	平成25年度
登録者数（各年度3月時点）	12,066人	13,075人

〔高齢者住宅改造費補助金交付事業〕

	平成24年度	平成25年度
交付件数	21件	18件

〔サービス付き高齢者向け住宅の登録〕

	平成24年度	平成25年度
累計登録件数（戸数）	31件(823戸)	38件(1,046戸)

2) 生きがいづくり・社会参加の促進

地域における高齢者の日常生活支援等の支え合い活動を行う団体への助成を行ったほか、敬老乗車証制度は、平成24年10月より受益と負担の適正化等の観点から、見直しを行いました。

〔社会参加活動の促進・就業支援〕

	平成24年度	平成25年度
ボランティア団体への助成(助成団体数)		
・ふれあいデイホーム	15団体	14団体
・給食サービスボランティア助成	5団体	5団体
・地域支え合いボランティア団体活動支援事業	3団体	3団体
老人クラブへの助成(助成団体数)	489団体	478団体
敬老乗車証の交付(交付者数)	100,903人	102,979人
シルバー人材センターによる臨時的・短期的な仕事のあっせん(契約金額)	930,160千円	988,018千円

3) “豊齢力アップ”を目指した介護予防・健康づくりの推進

地域包括支援センターの職員が二次予防事業対象者を訪問するなどにより、介護予防教室の参加者が着実に増えているほか、介護予防自主グループが毎年増えるなど、介護予防の取り組みが定着してきています。

〔二次予防事業対象者把握(生活機能評価)〕

	平成24年度	平成25年度
把握者数	13,615人	12,095人

〔通所型介護予防事業〕

	平成24年度	平成25年度
参加者数(延べ)	559人	599人

〔介護予防訪問指導〕

	平成24年度	平成25年度
訪問回数(延べ)	40回	69回

〔地域包括支援センターによる介護予防教室〕

	平成24年度	平成25年度
開催回数	914回	944回

〔介護予防自主グループ育成・支援〕

	平成24年度	平成25年度
新規育成グループ数	16グループ	10グループ
活動グループ数	145グループ	150グループ

4) 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり

認知症についての理解を深めてもらうため、各種イベントでの啓発に加え、新たに作成したイメージキャラクター「オタッシャー」を使用した認知症対策・介護予防の啓発の広告をバス・地下鉄に掲載しました。

また、地域、学校、職域などを対象とした認知症サポーター養成講座を開催し、延べ約2万9千人のサポーターを養成するなど、認知症を正しく理解するための普及啓発は着実に進んでいます。

〔認知症に対する理解を深めてもらうイベントの開催〕

	平成24年度	平成25年度
参加者数	—	1,000人

〔認知症サポーターの養成〕

	平成24年度	平成25年度
認知症サポーター養成講座開催（養成者数）	5,829人	6,306人

5) 「地域の支え合い」への支援

地域包括支援センターは、地域における高齢者支援の重要な役割を担っています。また、ひとり暮らし高齢者等が在宅で生活を継続していくことができるよう、在宅支援サービスなどを引き続き行っています。

〔在宅支援サービスの利用〕

	平成24年度	平成25年度
食の自立支援事業（延べ配食数）	332,683食	327,198食
介護用品支給事業（件数）	3,245件	3,480件
緊急ショートステイ（利用日数）	231日	107日

〔地域包括支援センターの運営〕

	平成24年度	平成25年度
設置数	49か所	49か所
相談件数（延べ）	54,020件	54,114件

〔高齢者虐待に関する相談〕

	平成24年度	平成25年度
各区役所高齢者総合相談（相談受付件数）	226件	378件
地域包括支援センター（相談受付件数）	946件	819件

〔成年後見制度利用支援事業〕

	平成24年度	平成25年度
市長申し立て（件数）	29件	16件

6) 介護サービス基盤の整備

介護保険施設の整備状況は下記のとおりであり、施設整備目標に向けて着実に進んでいます。

〔介護保険施設整備状況（設置数・定員）〕

（数字は選定ベースによるもの）

	24年度末 (初年度)	25年度末 (2年目)	26年度末 (最終年度)		第5期 目標数	第5期 選定数
	定員	定員	定員	目標定員	定員	定員
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) [広域型] [地域密着型]	3,381人 (3,062人) (319人)	3,510人 (3,162人) (348人)	3,780人 (3,432人) (348人)	3,767人	600人分	613人分
介護老人保健施設	2,780人	2,880人	3,080人	3,020人	360人分	選定済 220人分 選定中 200人分
認知症高齢者グループ ホーム	1,381人	1,543人	1,633人	1,605人	360人分	選定済 298人分 選定中 90人分
小規模多機能型居宅介護	28事業所	31事業所	33事業所	30事業所	12事業所	15事業所
特定施設入居者生活介護	1,979人	2,129人	2,129人	2,093人	300人分	336人分

7) 介護サービスの質の向上

介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センター職員に対する研修等については、これまでケアマネジメントや指定基準、他施策など幅広いテーマでの研修や集団指導を実施することで、制度理解やケアマネジメント技術など参加者の資質向上につながっています。また、介護相談員派遣事業については、介護相談員を申出のあった事業所に派遣し、利用者の相談に応じ事業所との橋渡しになることで、事業所の自発的なサービスの質の向上につながっています。

〔介護支援専門員（ケアマネジャー）・地域包括支援センター職員を対象とした研修等の実施〕

	平成24年度	平成25年度
研修の実施（延べ参加者数）	1,004人	1,529人
集団指導の実施（延べ参加者数）	549人	578人

〔介護相談員派遣事業の実施〕

	平成24年度	平成25年度
派遣事業所数	72事業所	72事業所
派遣回数（延べ）	845回	807回

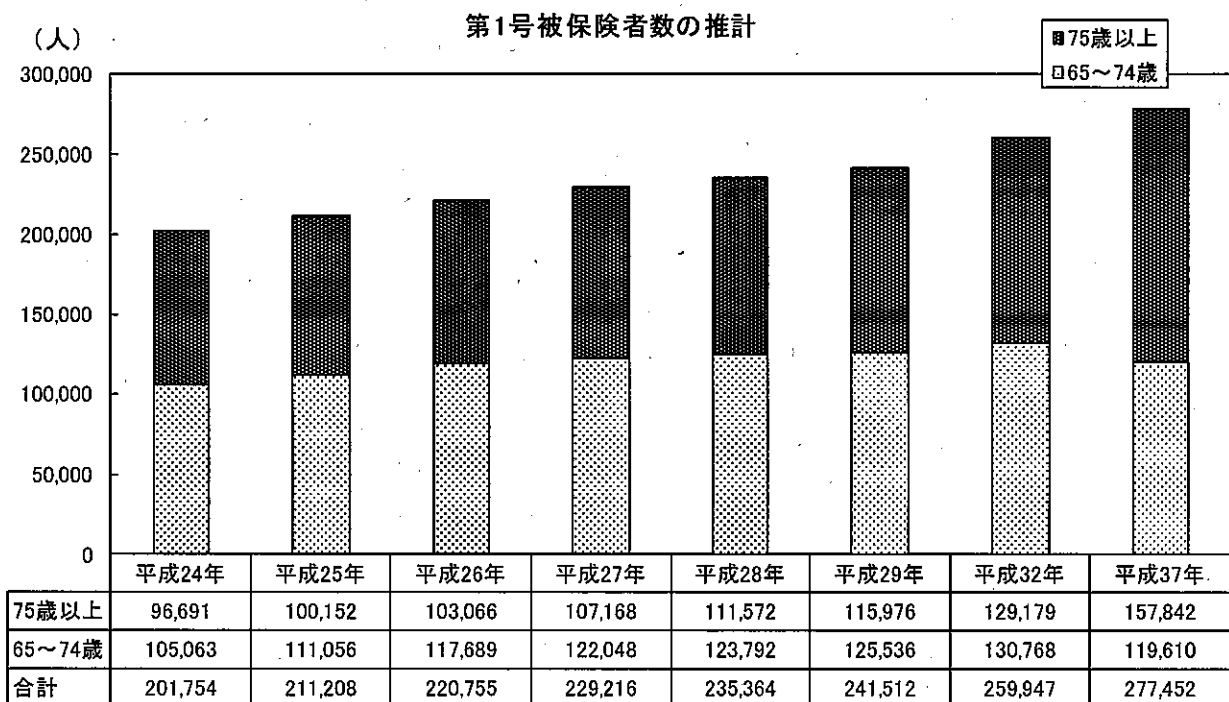
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 第1号被保険者数（65歳以上の方の人数）の現状と推計

本市の第1号被保険者数（65歳以上の方の人数）は、本年10月1日現在220,755人（総人口に占める割合は21.0%）です。このうち65～74歳までの前期高齢者が53.3%、75歳以上の後期高齢者が46.7%となっています。

次期計画期間中においては、団塊の世代の方々が65歳に達することから、平成29年には、65歳以上の方が、241,512人に達するものと見込んでいます。このうち、前期高齢者は52.0%、後期高齢者は48.0%と見込んでいます。

さらに、平成37年には、65歳以上の方が、277,452人になるものと見込んでいます。このうち、前期高齢者は43.1%、後期高齢者は56.9%と見込んでおり、後期高齢者については増加傾向が続くものと見込んでいます。

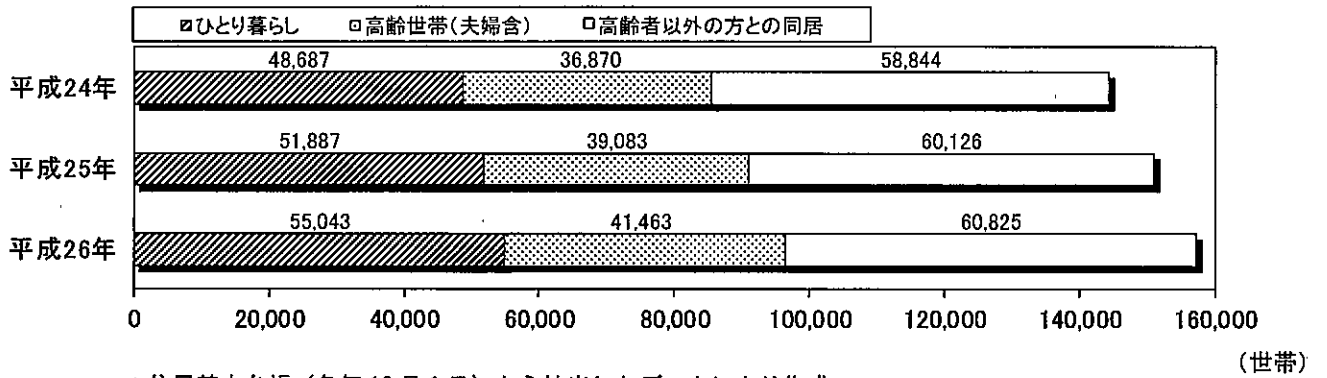


*平成26年までは実績（各年10月1日）、27年以降は推計

2 在宅高齢者の世帯状況

本市のひとり暮らしの方や、65歳以上の方のみで構成される高齢世帯は、徐々に増加しています。

高齢者のいる世帯数の推移



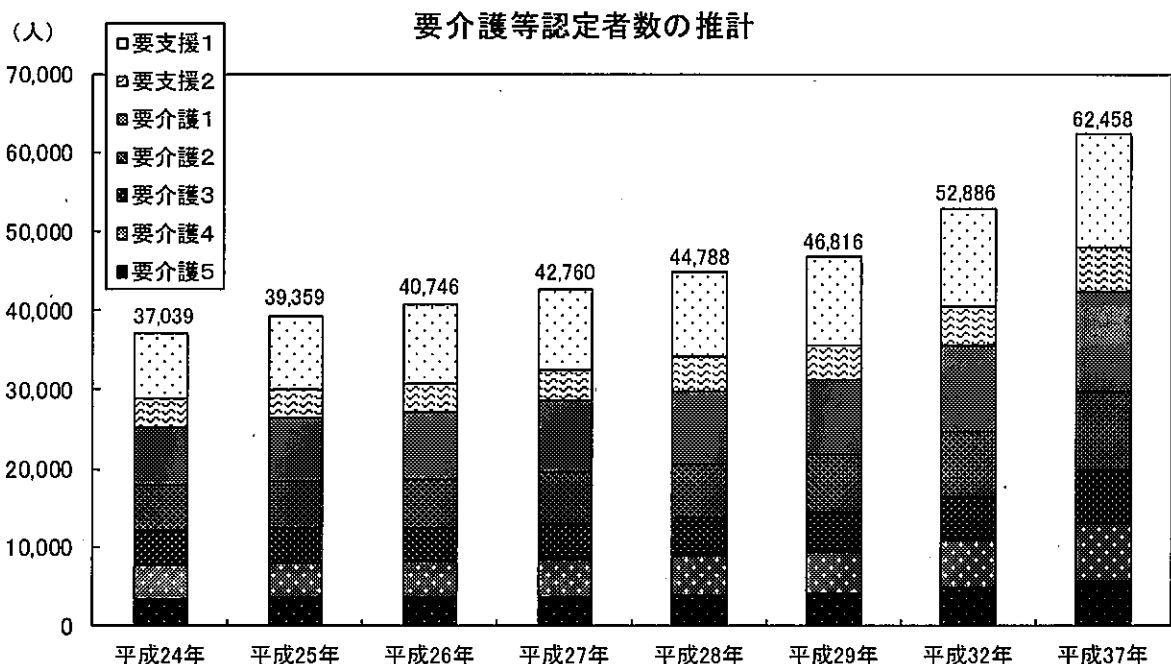
*住民基本台帳(各年10月1日)から抽出したデータにより作成
(平成24年は、旧外国人登録分を含まない。)

3 要介護等認定者数の現状と推計

本市の要介護等認定者数は、本年10月1日現在で40,746人、第1号被保険者数に占める割合(出現率)は、18.5%となっています。制度開始時、出現率は、8.3%だったものが、その後年々高まり、平成18年に17.6%と一旦ピークを迎えた後、微減または横ばいとなり、平成22年からは、再び微増傾向にあります。

次期計画期間中においては、平成29年における要介護等認定者数を46,816人、出現率を19.4%と見込んでいます。

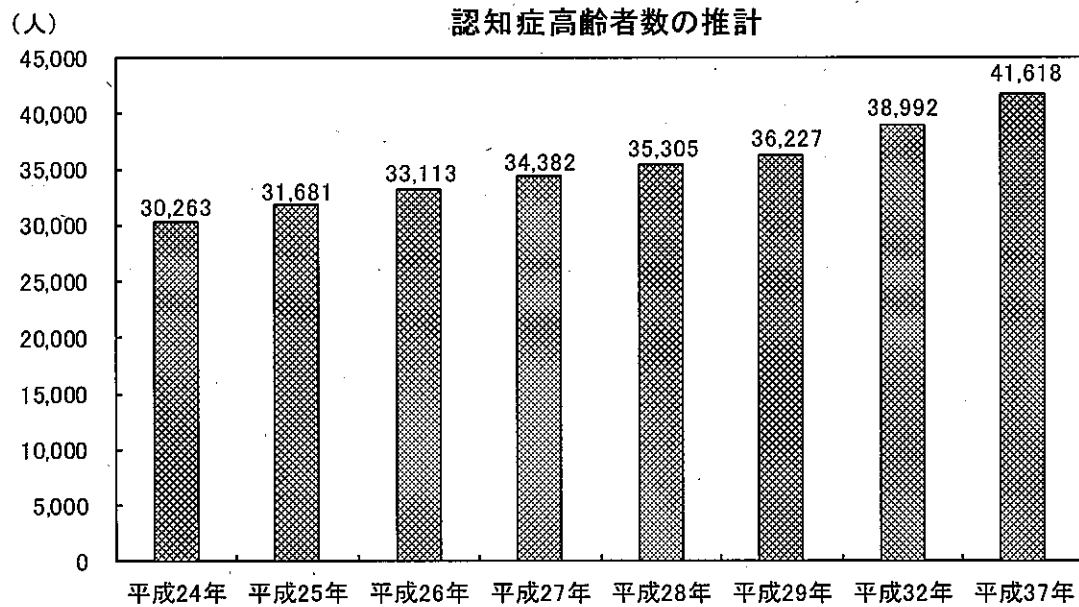
さらに、平成37年には、要介護等認定者数を62,458人と見込んでいます。



*平成26年までは実績(各年10月1日)、27年以降は推計

4 認知症高齢者数の推計

厚生労働省の研究班の調査によると、65歳以上の高齢者の約15%が、認知症高齢者と見込んでいます。これを本市に当てはめた場合、平成26年には33,113人、10年後の平成37年には41,618人になることが予想されます。



* 第1号被保険者数の推計を基に、厚生労働省の研究班の調査による認知症高齢者の割合(15%)を用いて推計

5 高齢者保健福祉施策を推進していく上での課題

(1) 高齢者の社会的役割の拡大

本格的な少子高齢社会においては、高齢者が「支えられる」だけでなく、社会を「支える」役割を担うことができる機会を創出し、地域社会に貢献する活動を促進していくことが求められています。

(2) 介護予防の推進

高齢になっても、できる限り介護を必要とせずに生活を送ることができるよう、介護予防の取り組みの総合的な推進が求められています。

(3) 高齢者を地域で支える環境づくり（生活支援サービスの充実）

高齢者が必要とする多様な生活支援を、公的サービスだけではなく、地域住民、ボランティア、NPO等も含めた幅広い主体が担うことができる環境づくりが求められています。

(4) 認知症対策

高齢者、とりわけ75歳以上の方、さらに、ひとり暮らし世帯が増加する中、認知症になっても高齢者が地域で安心して暮らし続けることができるための支援が求められています。

(5) 在宅での療養・介護のサポート

退院後などの在宅療養、介護を支えるための、医療や介護などの様々な専門職の連携による支援が求められています。

(6) 介護保険サービスの提供体制

入所希望者等の状況や今後の高齢者数の伸びを考慮した、適切な量の介護サービス基盤の整備を進めることが求められています。

(7) 介護人材の確保・育成

介護サービス基盤の整備にあわせ、サービスを担う人材の確保と、質の高いサービスを提供できる人材の育成が求められています。

(8) 住まいの確保

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためにも、多様な生活ニーズに対応した住まいの提供が求められています。

第3章 基本目標・施策の体系

1 基本目標

本市の基本構想に掲げる「支え合う健やかな共生の都」を実現するため、次の基本目標を掲げます。

高齢者が尊厳を保ち、健康で生きがいを感じながら、社会を支え続けるとともに、支援が必要になっても地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指します

2 施策の柱

高齢者保健福祉施策を推進していく上での課題（9頁）への対応として、次の8つの施策の柱を設定し、基本目標の実現に向けて取り組んでいきます。

(1) 高齢者の社会参加・生きがいづくりの促進

本格的な少子高齢社会においては、高齢者が「支えられる」だけではなく、社会を「支える」役割を担うことができるよう、社会参加活動の促進や就労機会の確保など様々な取り組みを進めていくことが必要です。高齢者が健康で生きがいを感じながら、社会参加していくための取り組みを支援することにより、地域で支え合う豊かな社会の実現を目指していきます。

(2) 介護予防に積極的に取り組める環境の整備

高齢になっても心身ともに健康で生きがいを感じながら積極的に社会参加できるよう、介護予防・健康づくりの取り組みを一層推進していく必要があります。

これまでの介護予防・健康づくりへの一人ひとりの取り組みや、多種多様な機関・団体との連携による取り組みに加え、今後はさらに、地域づくりの視点を持って環境づくりにも取り組んでいきます。

(3) 地域における支え合いの体制づくり

日常生活上の支援が必要になっても安心して暮らし続けることができるよう、住民や関係機関等の様々な主体が参画し、多様な生活支援サービスを充実することで、地域における支え合いの体制づくりを進めていきます。

また、高齢者の尊厳保持のため、虐待の未然防止、早期発見・早期対応への取り組みを進めるとともに、成年後見制度の一層の活用促進を図っていきます。

(4) 地域で認知症の方とその家族を支える体制の整備

高齢化の一層の進展に加え、一人暮らしや高齢者のみ世帯が増加していく中で、本市においても認知症の方が増えていくことから、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指して、認知症に対する理解を広め、地域で認知症高齢者を支える体制の整備を進めていきます。

(5) 多職種連携による在宅での療養・介護提供体制の構築

高齢者が在宅生活を継続することができるよう、医療や介護などの様々な専門職が連携し、支援していく必要があります。

そのため、地域ケア会議などを通じて、医療・介護の専門職の連携に取り組んでいくとともに、地域包括ケアシステムを構築する上で中核としての役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図ります。

また、介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センター職員を対象とした研修の実施などにより、専門職のマネジメント機能の充実を図っていきます。

(6) 日常生活圏域を中心とした介護サービス基盤の整備

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続け、必要な時に適切な介護サービスを受けることができるよう、施設サービス、地域密着型サービスの基盤整備を計画的に進めていきます。

また、多様化する高齢者の生活ニーズに対応した暮らしが確保されるよう、サービス付き高齢者向け住宅など多様な居住基盤の整備を推進し、併せてサービスの質の確保を図ります。

(7) 将来にわたる介護人材の確保

将来にわたって介護人材が質・量ともに確保され、介護サービスが安定的に提供されるよう、関係機関・団体などと連携しながら積極的に人材確保の取り組みを推進していきます。

また、地域包括ケアシステムの構築のため、介護に携わる専門職に加え、ボランティアや地域住民などの身近で高齢者を支える人材についても、発掘・育成に努めていきます。

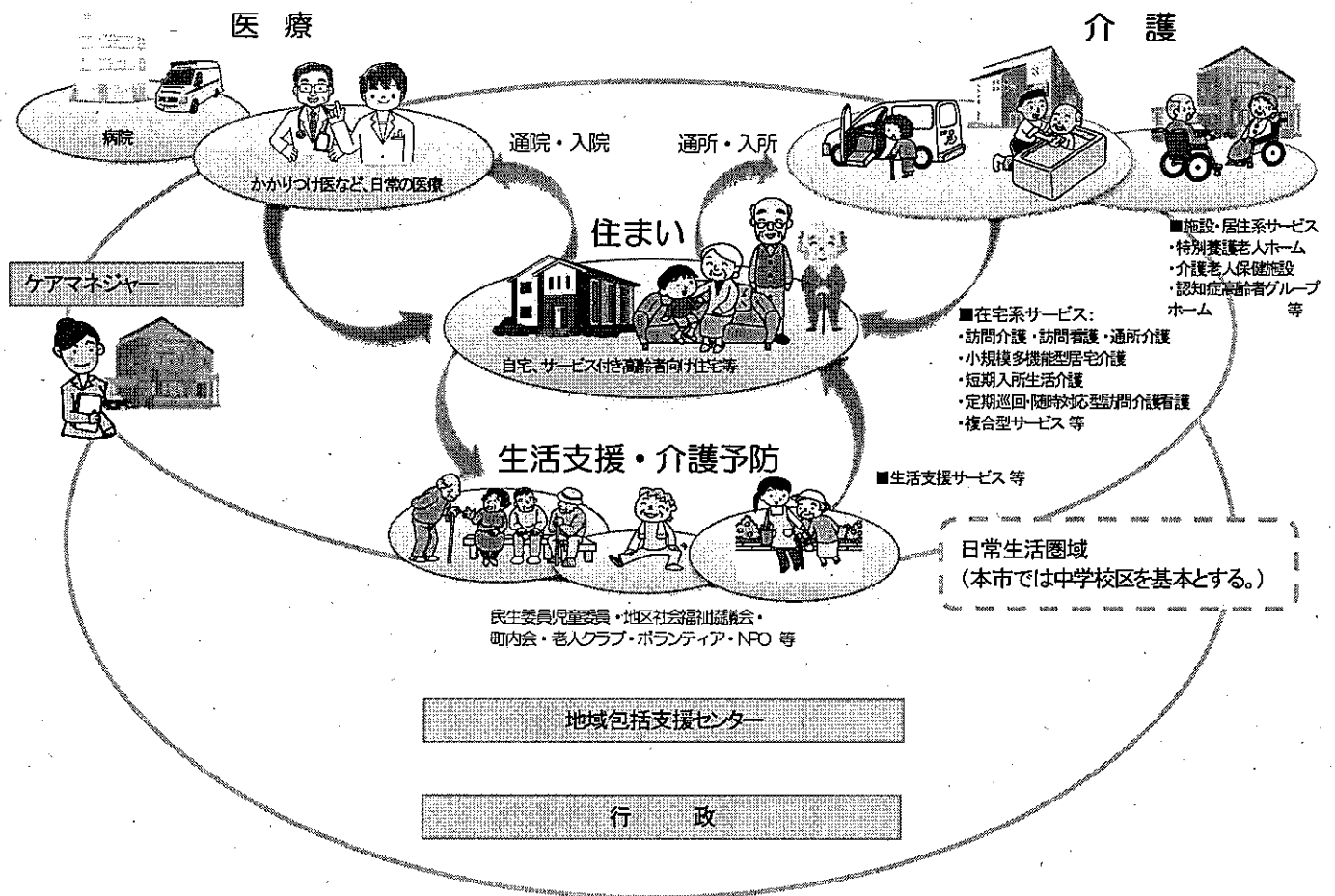
(8) 多様な生活ニーズに対応した快適で安心できる暮らしの確保

在宅での生活を支援するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの整備、配食や見守りなどの生活援助サービスの充実、在宅療養・介護の支援などの生活支援施策を進めるとともに、サービス付き高齢者向け住宅など多様な居住環境の整備を推進します。さらに、要介護高齢者に対する災害時の地域での支え合いや、公共空間のバリアフリー化を進めるなど、快適で安心できる暮らしを確保していきます。

《地域包括ケアシステムの推進について》

急速に社会全体の高齢化が進行していく中で、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。

本市においては、中学校区を基本とする日常生活圏域において、地域包括ケアシステムの構築に努めていきます。



出典：平成 25 年 3 月 地域包括ケア研究会報告書
(厚生労働省ホームページ) をもとに作成

第4章 高齢者保健福祉施策の推進

基本目標（10頁）の実現に向け、8つの施策の柱（10～11頁）により、高齢者保健福祉施策を総合的に推進します。施策の推進にあたっては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指します。

また、介護保険制度の変更に伴う新たな取り組みとして、現在、予防給付として提供されている全国一律の訪問介護及び通所介護を、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に移行します。新しい総合事業では、既存の指定事業所によるサービスに加えて地域の多様な主体が参画し、サービスを総合的に提供していきます。本市では、総合事業への移行後も引き続き安心してサービスを受けられるよう体制づくりを進めていきます。

1 高齢者の社会参加・生きがいの促進

(1) 社会参加活動の推進

① 社会参加活動促進のための環境整備

ボランティア活動・NPOに関する情報の提供や相談など、社会参加活動への取り組みを支援します。

② 地域社会貢献活動の促進

生活支援サービスを円滑に提供するため、ボランティア団体やNPOによる活動を支援します。また、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会による見守り活動や、老人クラブ活動への支援、高齢者の就労機会の提供などを実施します。

③ 外出支援

高齢者の社会参加を進めるため、外出の支援や外出を促すための様々な施策を実施します。

(2) 多彩な生涯学習の展開

① 学習機会の提供

高齢者の学びの意欲に応えるため、多様な学習機会を充実させるとともに、高齢者が学んだ知識を生かし、地域での支え合い活動につないでいくよう支援します。

② 文化活動支援

高齢者による創作や学習の取り組みの成果を発表する場を提供するなど、様々な文化活動の支援を行います。

③ スポーツ活動支援

高齢者の生きがいづくりや健康づくりにつながる様々なスポーツ活動を支援します。

2 介護予防に積極的に取り組める環境の整備

(1) 一人ひとりの介護予防・健康づくりの取り組み

① からだの健康づくり

運動・口腔機能の維持・向上及び栄養状態の改善や、健康づくりのための取り組みなどを推進します。

② こころの健康づくり

抑うつ状態や閉じこもり傾向にある高齢者に対する支援や、うつ・閉じこもり予防のための取り組みを推進します。

(2) 地域での介護予防の取り組みを推進するための環境づくり

地域で介護予防・健康づくりを推進するための担い手の育成、活動の場や機会の確保、誰もが安心して行動できるためのバリアフリーの推進など地域づくりを含めた取り組みにより、高齢者が介護予防・健康づくりに取り組むための環境づくりを推進していきます。

(3) 新しい介護予防事業(一般介護予防事業)の推進

介護保険制度の変更に伴い導入する「一般介護予防事業」のあり方を検討し、介護予防の機能強化を図っていきます。

3 地域における支え合いの体制づくり

(1) 地域の関係機関による支援の充実

① 地域での見守り体制の構築

様々な生活支援のニーズに地域全体で応えていくために、地域の関係機関の更なる連携強化を図るとともに、新たな地域資源の開発や、支援ニーズとサービス提供主体のマッチングなど、生活支援体制の整備を推進していきます。

② 多様な機関による支援

地域全体で高齢者やその家族を支えていくため、地域の住民や、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、町内会、老人クラブ、ボランティア団体、NPOなどの様々な団体や関係機関の参画による、地域における支え合いの体制づくりを進めます。

③ 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、保健福祉センターとの連携や地域包括支援センター間の連携を一層促進していきます。(5(2)再掲)

(2) 在宅生活を支える多様な支援 -----

① 要介護高齢者への支援

介護や支援が必要な高齢者に対して、それぞれの状態に応じた適切な医療・介護サービスを提供する体制づくりを進め、可能な限り在宅生活を続けることができるよう支援します。

② 高齢者のみ世帯への支援

ひとり暮らし高齢者など高齢者のみ世帯に対して、多様な生活支援サービスを提供する体制づくりを進め、在宅生活を支援します。

③ 介護家族への支援

高齢者を在宅で介護する家族等に対して、介護知識・技術の普及を図る研修会や相談会・交流会を開催するなど、安心して在宅生活を継続できるための支援を進めます。

(3) 高齢者虐待の防止と権利擁護 -----

① 高齢者虐待の防止

高齢者虐待の未然防止・早期発見のための地域の見守り機能の向上や、適切な早期対応のための関係機関等によるネットワークの構築、マニュアルに基づく対応の周知徹底を図ります。

② 高齢者の権利擁護

認知症高齢者の増加に伴い、財産管理への支援や介護保険のサービス利用等への支援が求められることから、市民後見人の一層の活用を含めた成年後見制度の周知・普及など、権利擁護の取り組みを進めていきます。

4 地域で認知症の方とその家族を支える体制の整備

(1) 認知症の方とその家族への支援 -----

認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、相談窓口の充実・強化、認知症ケアパスの作成・普及、認知症に関する正しい知識の普及啓発など、認知症の方とその家族への様々な支援を行います。

(2) 保健、医療、福祉の専門職による支援 -----

① 認知症介護の質の向上

認知症高齢者の尊厳を保持し、状態に応じた適切なケアが提供されるよう、認知症介護に関する研修を実施し、認知症介護の質の向上を図ります。

② 早期発見・早期対応の促進

認知症の疑いがある方々に対して、地域包括支援センターや認知症初期集中支

援チームなどにより、早期発見・早期対応につながる適切な支援を行います。

(3) 地域における認知症の正しい理解と支え合い

① 地域における支え合いの推進

認知症サポーターの養成を図るとともに、認知症地域資源マップの作成などを通して地域における支え合いを推進します。

② 認知症に関する正しい知識の普及啓発

地域で認知症の方とその家族を支えていくため、地域の方々への認知症に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

5 多職種連携による在宅での療養・介護提供体制の構築

(1) 多職種連携による支援体制の充実

① 地域ケア会議の開催による連携強化

地域ケア会議の開催を通じ医療職、介護職、行政機関等の多職種により関係機関とのネットワークづくりや連携強化を図ります。

② かかりつけ医・専門職等による在宅療養の充実

かかりつけ医・専門職などが連携し、高齢者の在宅生活を支える体制を整備していきます。

③ 関係機関の連携強化

仙台市認知症対策推進会議の開催などを通して関係機関との連携強化を図ります。

(2) 地域包括支援センターの機能強化

高齢者人口の増加に伴い、介護予防ケアマネジメントや認知症高齢者への対応など、地域の高齢者支援の拠点である地域包括支援センターの役割が年々増加する中、さらに今後は、地域包括ケアシステムの中核としての役割を担うため、地域包括支援センターの機能強化を図っていきます。

(3) 専門職によるマネジメント機能の充実

介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センター職員を対象とした研修や、より実務に即した知識や技術の習得に向けた研修を実施するなど、専門職のマネジメント機能を充実させるための取り組みを継続的に実施していきます。

6 日常生活圏域を中心とした介護サービス基盤の整備

(1) 介護サービス基盤の整備

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】

常時の介護を必要とし、在宅での生活が困難な高齢者のための施設として、整備を進めます。

【介護老人保健施設】

病状が安定し入院の必要はないものの、在宅への復帰のためのリハビリテーションに重点を置いて、看護、介護を必要とする高齢者のための施設として、整備を進めます。

【地域密着型サービス】

要介護状態になった高齢者が、自宅や身近な地域において、適切な介護サービスを受けることができるよう、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護等の整備を継続して行っていくとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた複合型サービスなど、さまざまな形態の地域密着型サービス基盤の整備を進めます。

【特定施設入居者生活介護】

有料老人ホーム等について、入居希望者のニーズに合わせて、必要な整備を進めます。

《介護サービス基盤整備の目標》

計画期間（平成27～29年度）内の整備量の目標は、次のとおりです。

特別養護老人ホーム	700人分
介護老人保健施設	360人分
認知症高齢者グループホーム	360人分
特定施設入居者生活介護	360人分
小規模多機能型居宅介護事業所	12事業所

(2) 多様な居住基盤の整備とサービスの質の確保

多様化する高齢者の生活ニーズに対応した暮らしが確保されるよう、サービス付き高齢者向け住宅など多様な居住基盤の整備を推進するとともに、定期報告や立入検査の実施を通じてサービスの質の確保を図ります。

7 将来にわたる介護人材の確保

(1) サービスを担う人材の確保

① 職員の処遇改善、職場環境の向上に向けた取り組みの推進

職員の定着を図るための手法に関する事業者との情報交換や、研修機会の確保など、職員の処遇改善、職場環境の向上に向けた取り組みを推進します。

② 事業者の介護人材確保に向けた取り組みの推進

事業者関係団体等と連携し広報・啓発を行うなど、事業者の介護人材確保に向けた取り組みを支援します。

③ 若い世代の職業意識の醸成

中高生をはじめとした若い世代に対し、介護体験講座の実施を通じ介護に関する職業意識を醸成するなど、将来の介護の担い手確保に向けた取り組みを進めます。

④ 介護に関する専門知識・技能の習得に向けた支援

関係機関等と連携し、介護に関する専門知識・技能の習得に向けた取り組みを推進します。

⑤ 有資格者への働き掛け

看護師免許や介護関係の資格等を持っていないながら就業していない方に対して、関係団体を通じた働き掛けを行うなど、有資格者の就業につながる効果的な取り組みを進めていきます。

(2) 質の高いサービスを提供できる人材の確保

① 介護人材の資質向上

介護職員や介護支援専門員（ケアマネジャー）・地域包括支援センター職員などを対象とした研修を実施し職員のスキルアップを図るとともに、認知症高齢者や医療依存度の高い要介護者等に関する内容を研修で取り上げていくことで、多様化・高度化するニーズに対応できる質の高い人材の確保につなげていきます。

② キャリアパスの確立

介護職員が将来への展望を持って介護現場で働き続けることができ、能力・資格・経験等に応じた適切な処遇がなされるよう、キャリアパスの確立に向けた取り組みを促進します。

(3) 地域での人材の確保

身近な地域で高齢者を支える人材の確保に向け、様々な学習機会を通じて介護や認知症などに関する知識・技能を得た住民やボランティアなどが、地域での支え合い活動に主体的・積極的に参加できるよう、必要な取り組みを推進していきます。

8 多様な生活ニーズに対応した快適で安心できる暮らしの確保

(1) 在宅での生活を可能とする各種施策の実施 -----

① 介護サービス基盤の整備

在宅での生活を支援するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護など地域密着型サービスの整備を進めます。(6(1)再掲)

② 生活支援サービスの充実

生活支援サービスの充実を図り、要介護高齢者や高齢者のみ世帯の在宅での生活を支えます。(3(2)再掲)

③ かかりつけ医・専門職等による在宅療養の充実

在宅療養・介護の支援などの生活支援施策を進めます。(5(1)再掲)

(2) 快適に暮らしていくための環境の整備 -----

① 高齢者が住み続けられる住まいの整備

高齢者一人ひとりの生活状況に応じた暮らしを生涯にわたって続けることができるよう、サービス付き高齢者向け住宅をはじめ多様な居住環境の整備を推進します。

② ひとにやさしいまちづくりの推進

建物や道路、公共交通機関等のバリアフリー化を進めるなど、高齢者が地域で快適に暮らしていくことができるまちづくりを進めます。

③ 高齢者が暮らしやすい都市構造への転換

利便性の高い公共交通体系を整備するとともに、機能集約型の市街地形成や地域の再生を図り、高齢者が暮らしやすいまちづくりを進めます。

(3) 安心できる暮らしの確保 -----

① 災害対応力の強化

援護を必要とする高齢者に関する情報を地域で共有化し、高齢者一人ひとりの状況に応じた的確な支援を行うなど、平常時から地域における支え合いの取り組みを進めることにより、災害対応力を強化していきます。

② 日常生活における安心できる暮らしの確保

高齢者の消費者被害の対策として、様々な機会を捉え、被害防止の啓発を行い、十分な知識の普及に努めます。また、交通安全の意識を高めていく普及啓発などの取り組みを推進します。

第5章 介護保険対象サービスの量の見込み

計画期間中の介護（予防）サービスの見込み量を、次のとおり推計しました。

1 居宅サービス

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与などのサービスです。

要介護等認定者数の増加に伴い、各サービスの利用が伸びるものとして推計しています。

- ※ 特定施設入居者生活介護は3で推計
- ※ 地域密着型通所介護への移行分を除く

2 地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービスなどのサービスです。

地域密着型サービスに係る基盤整備の方向性を踏まえて推計しています。

なお、平成28年度から、通所介護事業所のうち、利用定員が18人以下の事業所については、地域密着型サービスに移行されます。

- ※ 認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は3で推計

3 施設・居住系サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）などのサービスです。

施設等の整備目標を踏まえて推計しています。

4 各年度の介護（予防）サービスの種類ごとの量の見込み

※介護サービス・介護予防サービスの合計

サービス種類		平成26年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
居宅サービス	① 訪問介護 (回/年)	2,093,723	2,231,611	+6.6%	2,376,252	+6.5%	2,520,050	+6.1%
	② 訪問入浴介護 (回/年)	52,445	55,990	+6.8%	59,794	+6.8%	63,688	+6.5%
	③ 訪問看護 (回/年)	217,430	231,917	+6.7%	247,233	+6.6%	262,913	+6.3%
	④ 訪問リハビリテーション (回/年)	24,076	25,680	+6.7%	27,381	+6.6%	29,120	+6.4%
	⑤ 居宅療養管理指導 (人/月)	4,065	4,335	+6.6%	4,620	+6.6%	4,913	+6.3%
	⑥ 通所介護 (回/年)	1,150,979	1,225,713	+6.5%	896,370	-26.9%	949,085	+5.9%
	⑦ 通所リハビリテーション (回/年)	362,404	386,088	+6.5%	410,673	+6.4%	435,872	+6.1%
	⑧ 短期入所生活介護 (日/年)	382,360	396,424	+3.7%	401,112	+1.2%	418,425	+4.3%
	⑨ 短期入所療養介護 (日/年)	34,589	36,180	+4.6%	37,331	+3.2%	39,821	+6.7%
	⑩ 福祉用具貸与 (人/月)	11,302	12,042	+6.5%	12,817	+6.4%	13,610	+6.2%
	⑪ 特定福祉用具購入 (件/年)	3,181	3,389	+6.5%	3,601	+6.3%	3,819	+6.1%
住宅改修 (件/年)		2,808	2,986	+6.3%	3,167	+6.1%	3,354	+5.9%
居宅介護支援 (人/月)		25,226	26,841	+6.4%	28,497	+6.2%	30,196	+6.0%
地域密着型サービス	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人/月)	7	148	+2014.3%	243	+64.2%	378	+55.6%
	② 夜間対応型訪問介護 (人/月)	62	74	+19.4%	74	0.0%	74	0.0%
	③ 認知症対応型通所介護 (回/年)	66,986	68,235	+1.9%	68,235	0.0%	68,235	0.0%
	④ 小規模多機能型居宅介護 (人/月)	499	543	+8.8%	610	+12.3%	679	+11.3%
	⑤ 複合型サービス (人/月)	25	38	+52.0%	78	+105.3%	105	+34.6%
	⑥ 地域密着型通所介護 (回/年)				406,502	皆増	429,397	+5.6%
施設・居住系サービス	① 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) (人/月)	2,848	3,026	+6.3%	3,126	+3.3%	3,383	+8.2%
	② 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人/月)	314	343	+9.2%	343	0.0%	343	0.0%
	③ 介護老人保健施設 (人/月)	2,516	2,637	+4.8%	2,724	+3.3%	2,914	+7.0%
	④ 介護療養型医療施設 (人/月)	115	115	0.0%	115	0.0%	115	0.0%
	⑤ 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) (人/月)	1,306	1,503	+15.1%	1,596	+6.2%	1,713	+7.3%
	⑥ 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等) (人/月)	1,406	1,555	+10.6%	1,600	+2.9%	1,690	+5.6%

※ 利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所については、平成28年度から、地域密着型サービスに移行されます。

※ 訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護については、総合事業(地域支援事業)への移行分も含めて推計しています。

5 主な地域支援事業の量の見込み

(1) 元気応援教室（通所型介護予防事業）

要介護・要支援状態となる可能性が高いと認められる介護予防事業対象者に対して状態像の維持・改善を図るため、運動器の機能向上及び口腔機能向上の介護予防プログラムを提供する通所サービス事業です。

高齢者人口の増加に伴い、利用者数の増加を見込んでいます。

(2) 介護予防訪問指導（訪問型介護予防事業）

通所が困難な介護予防事業対象者に、看護師等の訪問指導員が対象者の自宅を訪問し、生活状況を踏まえながら、うつ予防・支援や閉じこもり予防・支援等の各介護予防サービスを提供する訪問サービス事業です。

高齢者人口の増加に伴い、利用者数の増加を見込んでいます。

(3) 介護用品支給事業

要介護4または5の認定を受けた市民税非課税世帯の方（2号被保険者を含む）等に対して、使い捨ておむつ等の介護用品を支給する事業です。

これまでの利用状況や、要介護等認定者の推計結果を考慮した上で、利用件数の増加を見込んでいます。

(4) 食の自立支援サービス事業

要支援者、要介護者及び要支援・要介護状態となる可能性の高い方のうち、低栄養状態の改善が必要な方を対象に、栄養バランスのとれた食事を自宅に届けるとともに、安否確認を行う事業です。

これまでの利用状況や、要介護等認定者の推計結果を考慮した上で、配食数の増加を見込んでいます。

事業名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
元気応援教室 (通所型介護予防事業) (人/年)	600	630 +5.0%	660 +4.8%	690 +4.5%
介護予防訪問指導 (訪問型介護予防事業) (人/年)	20	25 +25.0%	30 +20.0%	35 +16.7%
介護用品支給事業 (件/年)	3,597	3,874 +7.7%	4,172 +7.7%	4,493 +7.7%
食の自立支援サービス事業 (食/年)	334,292	337,635 +1.0%	341,011 +1.0%	344,421 +1.0%

第6章 介護保険制度の円滑な運営に関する方策

1 保険料段階の設定

保険料段階は、基準額（第6段階：割合1.0）に対し、所得の低い層（第1～第5段階：市町村民税本人非課税）で軽減した分を、所得の高い層（第7段階以上：市町村民税本人課税）の負担で賄えるよう設定しているものであり、次期の保険料段階についても、現行の12段階を基本として設定していきます。

※保険料段階及び保険料の試算額については、26頁をご覧ください。

2 サービスの質の確保と保険給付費の適正化

介護給付等のサービス提供が、真に要介護者等の自立支援に資するなど、所期の目的を達成しているか、事業者による不正・不適正なサービスがないか、などの観点から、介護サービス事業者に対する指導監査やケアプランの点検、利用者への介護給付費通知書の送付等により、サービスの質の確保と保険給付費の適正化を図るための取り組みを進めます。

また、いわゆる「お泊まりデイサービス」（通所介護の設備を利用した介護保険制度外の宿泊サービス）を提供している事業所については、泊まりの環境が十分ではないなどの問題点が指摘されていることから、届出制や事故報告の仕組みの導入など、平成27年4月からの制度改正に適切に対応した利用者保護の観点からの取り組みを進めていきます。

平成 27 年度～平成 29 年度における介護保険料の試算

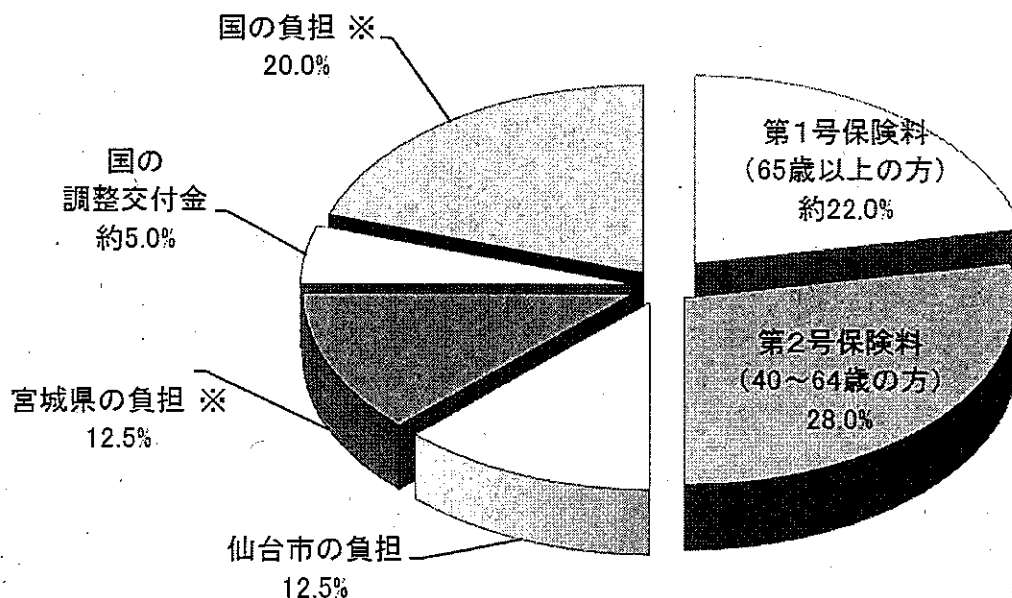
1 平成 27 年度～平成 29 年度における保険給付費等の見込み

介護サービスの見込み量（21 頁）に基づく保険給付費等の見込みは 2,109 億円となります。

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27～29年度計	(参考)第5期計
保 険 給 付 費	居宅サービス等	345億円	337億円※ -2.3%	357億円 +5.9%	1,039億円	912億円
	施設サービス	182億円	189億円 +3.8%	203億円 +7.4%	574億円	573億円
	地域密着型サービス	80億円	118億円※ +47.5%	128億円 +8.5%	326億円	183億円
	高額介護サービス等	38億円	41億円 +7.9%	43億円 +4.9%	122億円	96億円
	小計	645億円	685億円 +6.2%	731億円 +6.7%	2,061億円	1,764億円
地域支援事業	15億円	16億円 +6.7%	17億円 +6.3%	48億円	46億円	
合 計	660億円	701億円 +6.2%	748億円 +6.7%	2,109億円	1,811億円	

※ 利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所が、平成28年度から地域密着型サービスに移行されることに伴う増減を含む

2 平成 27 年度～平成 29 年度における保険給付費の財源構成



※ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設（介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等）に係る給付費については、国の負担が 15.0%、宮城県の負担が 17.5% になります。

3 平成 27 年度～平成 29 年度における第 1 号被保険者の保険料の試算額

* 現時点での試算額です。今後、制度改正の詳細確定に伴い、変動することがあります。

(1) 基準月額

24 頁の図のとおり、介護保険の保険給付費の約 22%を第 1 号被保険者の方に負担していただくこととなります。

24 頁の 1 の保険給付費等を基に、平成 27 年度から平成 29 年度の介護保険料の基準額（月額換算）を第 5 期の保険料段階設定を用いて試算しますと 5,649 円となります。

【基準月額とは】

計画期間中の保険料収納必要額（介護保険の保険給付費の約 22%）を、所得段階別の負担割合を反映した被保険者見込数で除して年額を算出し、その金額を 12 で除して、月額に換算した金額です。

区 分	第 1 期 12年度～14年度	第 2 期 15年度～17年度	第 3 期 18年度～20年度	第 4 期 21年度～23年度	第 5 期 24年度～26年度	第 6 期 27年度～29年度
基準額	2,863円	3,422円	4,117円	4,367円	5,142円	5,649円 ※
(対前期比較)		+559円 +19.5%	+695円 +20.3%	+250円 +6.1%	+775円 +17.7%	+507円 +9.9%

※ 本市の介護保険事業財政調整基金(保険料収入の剰余金の積立て)23億円を活用して5,926円を5,649円に軽減しています。

(2) 保険料増額の主な要因

①サービスの利用量の増加

- 後期高齢者数の増加に伴う要介護等認定者数の増加（6、7頁）
- 特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設（有料老人ホーム等）などの入所者の増加

②介護保険制度の改正による影響

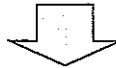
- 第 1 号被保険者の負担率の引上げ〔約 21%→約 22%〕

※国の法令により定められる率です

平成24年度～平成26年度(第5期)の保険料

区分	段階	対象者	保険料 (月額換算)	基準額に対する割合
基準額より 軽減される方	1	生活保護を受給している方 世帯員全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	2,571円	0.5
	2	世帯員全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。)	2,571円	0.5
	3	世帯員全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。)	3,342円	0.65
	4	世帯員全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方(第1段階に該当する方を除く。)	3,857円	0.75
	5	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	4,371円	0.85
基準額	6	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	5,142円	基準額 1.0
基準額より 増額される方	7	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	5,656円	1.1
	8	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	6,428円	1.25
	9	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	7,713円	1.5
	10	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	8,484円	1.65
	11	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	9,513円	1.85
	12	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上の方	10,284円	2.0

第1号被保険者の負担率:約21%



平成27年度～平成29年度(第6期)の保険料(試算額)

区分	段階	対象者	保険料 (月額換算)	基準額に対する割合
基準額より 軽減される方	1	生活保護を受給している方 世帯員全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	2,825円	0.5
	2	世帯員全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。)	2,825円	0.5
	3	世帯員全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。)	3,672円	0.65
	4	世帯員全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方(第1段階に該当する方を除く。)	4,237円	0.75
	5	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	4,802円	0.85
基準額	6	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	5,649円	基準額 1.0
基準額より 増額される方	7	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	6,214円	1.1
	8	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	7,062円	1.25
	9	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	8,474円	1.5
	10	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	9,321円	1.65
	11	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	10,451円	1.85
	12	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上の方	11,299円	2.0

第1号被保険者の負担率:約22%

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 中間案 についてご意見をお寄せください

「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 中間案」について、皆様からのご意見を募集しています。

皆様の声を計画へ反映させるため、ぜひご意見をお寄せください。

■応募方法

下記の専用はがき（切手不要）のほか、ファクシミリもしくはEメール（様式は自由です）で平成26年12月26日（金）までに、仙台市健康福祉局高齢企画課までお送りください。

<FAX・Eメールの場合の送付先>

- ・FAX 022-214-8191
- ・Eメール fuk005130@city.sendai.jp

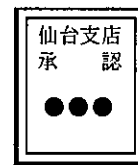
高齢者保健福祉施策全般に関する
お問い合わせは、高齢企画課へ
TEL 022-214-8167

介護保険に関する
お問い合わせは、介護保険課へ
TEL 022-214-8246

市民説明会を開催します。
(申込は不要です。直接会場へお
越しください。)

日時	場所
12月14日(日) 10:00~11:30	仙台市役所本庁舎 8階ホール
12月20日(土) 10:00~11:30	宮城野区役所 6階ホール
12月20日(土) 14:30~16:00	若林区役所 6階ホール
12月21日(日) 10:00~11:30	太白区役所 5階ホール
12月21日(日) 14:30~16:00	泉区役所東庁舎 5階大会議室

※来場の際は公共交通機関をご利用
ください。



差出有効期間
平成27年3月
31日まで
(切手不要)

郵便はがき

9 8 0 - ●●●●

仙台市役所 健康福祉局
保険高齢部 高齢企画課 行
仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
中間案についてのご意見をお聞かせください。

仙台市高齢者保健福祉計画
・介護保険事業計画
(平成27～29年度)
中間案

平成26年11月
仙台市健康福祉局保険高齢部
高齢企画課・介護保険課
仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

この冊子は再生紙を使用しています

お住まいの区 _____ 区

年齢 _____ 歳 性別 男・女